

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 4 号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成 12 年寒川町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「平成 31 年度及び」を削り、「23,130 円」を「18,510 円」に改め、同条第 3 項中「平成 31 年度及び」を削り、「23,130 円」を「18,510 円」に、「37,010 円」を「30,840 円」に改め、同条第 4 項中「平成 31 年度及び」を削り、「23,130 円」を「18,510 円」に、「44,720 円」を「43,180 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条第2項から第4項まで及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。